

医療情報取得加算・医療DX推進体制整備加算について

- ・オンライン資格確認システム導入しています
- ・オンライン請求実施しています
- ・マイナンバーカードの保険証（マイナ保険証）の利用促進
- ・電子処方箋の導入および活用（2025年9月30日経過措置）【導入調整中】
- ・電子資格確認を利用して取得した診療情報を、
診療を行う診察室等で閲覧 又は活用できる体制を有しています。

これらは「医療DX（デジタルトランスフォーメーション）」
と呼ばれる国の方針に基づく取り組みであり、
診療の効率化・安全性の向上を目的としています。
厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、
令和7年3月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

マイナ保険証によるオンライン資格確認にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

医療情報取得加算

- 初診時1点
 - 再診時（3ヶ月に1回に限り算定）1点
- ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず

医療DX推進体制整備加算

- 初診時10点

今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和7年6月1日
椎名マタニティクリニック
院長 椎名 達也